

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 5 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4 号 令和 5 年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 1 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 2 号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 3 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 4 号 令和 6 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 48 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 49 号 町道の路線変更について
- 日程第 13 議案第 50 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
- 日程第 14 議案第 51 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 52 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 53 号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 54 号 令和 6 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 55 号 令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 56 号 令和 6 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 57 号 令和 6 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 58 号 令和 6 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第22 議案第59号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第60号 令和6年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（7名）

1番	北村一磨君	3番	子安健司君
4番	中川武子君	5番	田中由紀子君
6番	松井正樹君	7番	谷口輝男君
8番	高木博之君		

○欠席議員（1名）

2番 吉田 仁 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西脇康世君	副 町 長	藤田栄博君
教 育 長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼 税 務 課 長	福安健司君	住 民 課 長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	山田 勝 君	介護事業課長	吉森明博君
教 育 課 長	徳永英俊君	西 消 防 署 長	桐山 潤 君
古戦場活用推進課長	安部 樹 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書 記	西尾英典
書 記	西村里美		

開会・開議の宣告

○議長（谷口輝男君） ただいまより令和 6 年第 3 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8 番 高木博之君、1 番 北村一磨君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（谷口輝男君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月14日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月14日までの11日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（谷口輝男君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 6 年 2 月分から令和 6 年 4 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 2 号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第 4、報告第 2 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第 2 号 令和 5 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和 5 年度関ヶ原町一般会計補正予算に定めました繰越明許費の戸籍総合システム改修事業

ほか6事業において、歳出予算の経費を令和6年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、令和5年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書の詳細説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

初めに、総務費、総務管理費の戸籍総合システム改修事業でございますが、戸籍附票の旧氏、振り仮名記載を追加する改修、またマイナンバーカードに氏名のローマ字表記等及び西暦の生年月日を追加欄に記載できるようにする改修等で1,014万8,000円を繰越しさせていただいております。

財源の内訳でございますが、国庫支出金が1,014万7,000円でございます。

続きまして、民生費、社会福祉費の地域介護・福祉空間整備事業でございますが、認知症対応型共同生活介護施設、グループホームうららびより関ヶ原におきまして、老朽化が顕著な浴室を災害に備え改修されることに伴う建物の施設整備費補助金418万円を繰越しさせていただいております。

財源でございますが、全額国庫補助金でございます。

続きまして、住民税非課税世帯等重点支援給付金事業でございますが、住民税非課税世帯の方に7万円を給付する事業で583万4,000円を繰越しさせていただいております。前年度中も合わせまして、現在599世帯、4,193万円を給付させていただいております。

財源の内訳でございますが、国庫支出金が560万円、一般財源が23万4,000円でございます。

続きまして、低所得世帯物価高騰対策支援給付金事業でございますが、住民税均等割課税世帯の方に10万円を給付する事業で2,645万2,000円を繰越しさせていただいております。現在、176世帯、1,760万円を給付させていただいております。

財源の内訳でございますが、国庫支出金が2,645万1,000円でございます。

次に、児童福祉費の低所得子育て世帯物価高騰対策支援給付金事業でございますが、住民税非課税世帯、均等割課税世帯のうち、18歳以下の子どもに5万円を給付する事業で619万9,000円を繰越しさせていただきました。現在、50人分の27世帯、250万円を支給させていただいております。

財源の内訳でございますが、国庫支出金が619万8,000円でございます。

続きまして、子育て支援拠点整備事業3,743万3,000円でございますが、こども園、子育て支援施設の建設に伴う委託料で、基本設計、実施設計及び測量等業務委託を繰越しさせていただきました。

財源の内訳でございますが、地方債が3,540万円、一般財源が203万3,000円でございます。

現在、実施設計業務等を実施しておりまして、図面の作成及び積算業務を行っているところでございます。今後、建築確認申請等の手続を行いまして、10月頃の発注を予定しております。令和8年4月の利用開始を目指すものでございます。よろしくお願いいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（山田 勝君） 衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルス関連予防接種事業でございます。46万9,000円を6年度に繰越しいたしております。

財源の内訳といたしまして、46万8,000円が国庫支出金、一般財源が1,000円でございます。

接種は既に終了しておりますが、請求が翌年度に繰り越して、後から請求が来る分というのがありますので、そういった関係で繰越しを行っております。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第2号の報告を終わります。

日程第5 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、報告第3号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第3号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算に定めました繰越明許費の下水道の根幹的施設の建設に係る協定料において、歳出予算の経費を令和6年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調整し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

報告第3号 令和5年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御

説明申し上げます。

議案書の４ページをお願いいたします。

本年３月議会におきまして設定をさせていただきました公共下水道費、下水道の根幹的施設の建設に係る協定料５,１７０万円を令和６年度に繰越しいたしましたので、報告させていただきます。

こちらは、関ヶ原町浄化センターの機械設備及び電気設備の更新工事の電気設備工事におきまして、機器が年度内の納入が見込めないため、繰越しをさせていただいたものでございます。

財源につきましては、国庫支出金が２,８２９万３５０円、地方債が２,３２０万円、一般財源が２０万９,６５０円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第３号の報告を終わります。

日程第６ 報告第４号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第６、報告第４号 令和５年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第４号 令和５年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

令和５年度関ヶ原町水道事業会計に定めました工事請負費において、半導体不足等により年度内の機器の納入が見込めず、関連経費を令和６年度へ繰越しいたしましたので、地方公営企業法第２６条第３項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

報告第４号 令和５年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

水道事業会計予算におきまして、地方公営企業法第２６条第１項の規定により、繰越しをいたしましたので、同条第３項の規定により報告をさせていただくものでございます。

議案書の６ページをお願いいたします。

資本的支出の建設改良費におきまして、事業名、門間加圧ポンプ場自動ユニットポンプ取替

工事でユニットポンプの製作に日数を要することになったため、434万5,000円を繰り越すものでございます。

また、事業名、今須中町浄水場N o . 1 配水ポンプ取替工事ですが、こちらも配水ポンプの製作に日数を要することとなったため、484万円を繰り越すものでございます。

どちらも財源としまして、損益勘定留保資金を充てるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第4号の報告を終わります。

日程第7 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、承認第1号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第1号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、所要の改正をするものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼いたします。

それでは、承認第1号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について、専決処分とさせていただいた内容について御説明させていただきます。

議案書の9ページから16ページ、議案資料は1ページから20ページとなります。

今回の改正部分につきまして、税法その他の改正に伴う項ずれ及び簡単な字句の訂正や重複する改正部分は説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の新旧対照表1ページをお願いいたします。

まず、第28号の2第6項につきましては、寄附金税額控除における寄附金の対象のうち、対象となる特定非営利活動法人が町内にないことから、これを削除するものです。

続きまして、第32条の5及びその次の第32条の6第15項につきましては、文言の修正及び追加するものとなります。

2ページをお願いいたします。

次に、第33条第2項及び第3項につきましては、文言の修正と、町民税の減免につきまして、今般の能登半島地震の発生を踏まえまして、大規模災害が発生した際に災害減免の手続を速やかに行うための措置として、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、第48条第3項につきましては、全納に関する規定を見直すものとなります。

次に、第52条第2項及び第3項につきましては、文言の修正と、町民税の減免と同じく、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

3ページをお願いいたします。

第56条第1項につきましては、引用条文の錯誤のため訂正を行うものでございます。

次に、第126条の3第2項及び第3項につきましては、文言の修正と、町民税及び固定資産税の減免と同じく、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

続きまして、附則第6条の5から第7条関係につきましては、今年度実施される個人住民税の特別税額控除、いわゆる定額減税について、地方税法が改正されたための改正でございます。

まず、第6条の5第1項につきましては、特別税額控除の措置の内容といたしまして、対象者として、令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方とし、特別税額控除の額は他の税額控除の額を控除した後の所得割から控除することを明記しております。

第2項につきましては、第1項適用の際の読替規定でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第6条の6第1項各号及び5ページの第2項につきましては、特別税額控除実施の際の普通徴収について、第1期に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除し切れない金額は、以後、令和6年度中に普通徴収すべき税額から順次控除するなどの所要の措置を講ずることを各号に明記しております。

6ページをお願いいたします。

第6条の7関係につきましては、特別税額控除実施の際の公的年金に係る所得に係る特別徴収について、主な措置といたしまして、本年10月1日以後、最初に支払いを受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、こちらもなお控除し切れない金額につきましては、以後、令和6年度中に特別控除される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から順次控除するなどの所要の措置を講ずることを明記しております。

まず、第1項各号につきましては、今年度初めて公的年金から特別徴収されるものについての特別税額控除の措置について明記されております。

続いて、8ページの第2項につきましては、第1項適用の際の読替規定でございます。

次に、第3項各号につきましては、令和5年度に引き続いて、公的年金から特別徴収されるものについての特別税額控除の措置について明記しております。

10ページをお願いいたします。

第4項につきましては、第3項適用の際の読替規定でございます。

次に、第5項につきましては、特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払いを受けないこととなった場合等には、前各項の規定を適用しないことが明記されております。

次に、第6条8につきましては、令和6年度の特別税額控除が適用できない納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の者について、配偶者の所得の制度上、把握が困難であることから、対象控除配偶者以外の同一生計配偶者に係る個人住民税の減税を令和7年度分の個人住民税から減税を行うことが明記されております。

次に、第7条第2項及び第3項につきましては、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、今回の改正により、第6条の5から8まで項を追加したことによる引用項の修正と新たな条項の適用後のものとなるよう読み替えるものです。

11ページをお願いいたします。

附則第9条の2ですが、こちらは地方税法の定める範囲内で市町村が固定資産税の特例内容を定めることができるわがまち特例につきまして、法附則第15条第25項第2号が追加されたことによりまして、同条中第13項の次に特定バイオマス発電施設の設置に対して特例を規定する第14号を追加し、法附則及び本条例にこの号が追加されたことによりまして、法附則第15条第25項に号ずれが生じたための改正と、旧の法附則第15条第32項の特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税の項が削除されたため、本条例の太陽光を削除し、法附則及び本条例からこの項が削除されたことにより、法附則及び本条例に項ずれが生じたため改正するものです。

12ページをお願いいたします。

附則第9条の3第3項につきましては、法附則に新たに規定が追加されたことにより、認定長期優良住宅に係る特例におきまして、分譲マンション等の区分所有住宅につきましては、管理者等から必要書類の提出があり、当該住宅が固定資産税減額措置の要件に該当すると認められた場合には、所有者からの申告がなくても本措置を適用できることとした内容を追加するものです。

また、本条第9項以降につきましては、地方税法施行規則の改正による項ずれに対応するよう修正するものです。

13ページから17ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、附則第10条から第14条につきましては、適用期限を令和5年度までのものを令和8年度まで延長することになりましたので、これに伴いまして、8年度まで延長

する文言の修正と、今年度以降の措置に不要な文言の削除及び一部の字句の修正を行うものです。

次に、附則第15条の3から19ページの第19条の3までにつきましては、先ほど御説明させていただきました個人住民税の定額減税におきまして、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、附則の第6条の5から6条の8の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものでございます。

資料の説明としては以上となります。

次に、議案の16ページをお願いいたします。

附則につきましては、第1条で今回の改正の施行期日を定めております。

また、第2条以降で今回の改正に伴う固定資産税の経過措置について定めております。

以上、簡単でございますが、今回の改正の概略説明となります。御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） いわゆる納税されていない、先ほどの扶養の話をされましたけど、その扶養の方も1万円の現金支給という形になるんでしょうか。いわゆる納税しておられる方は、そこから1万円分を順次引いていくということになると思うんですけど、あれ1人ずつですもんね、世帯じゃなくて。

○議長（谷口輝男君） 福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 失礼します。

今の御質問の趣旨は、所得割でこの定額減税を適用される方の配偶者とか、そういった扶養の親族の関係のことですよね。については、その定額減税の対象者の所得から1万円引く形になります。

多分おっしゃっているのは、均等割のみの世帯とか、非課税世帯の方は、今度は給付金のほうで支払われる……。

〔「均等割のみと非課税の給付金」の声あり〕

そうですね。になりますので、現金給付は住民課のほうです。

○議長（谷口輝男君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、承認第2号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新過疎省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例対象期間が令和6年3月31日から令和9年3月31日へ延長されたことにより改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、承認第3号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第3号 令和6年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和6年度税制改正により、令和6年度分の所得税について、定額による所得税額の特別控除、いわゆる定額減税が施行されたことに伴うシステム改修等の関係経費128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億9,608万7,000円とする令和6年度町一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月12日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順に説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

承認第3号、町一般会計補正予算の専決処分関係の第1号でございます。

議案書の25ページをよろしくお願いいたします。

こちらの総務費、総務管理費の総合行政情報システム改修委託料29万7,000円でございますが、先ほど提案説明にもございましたが、令和6年度分の定額減税の事務に伴うものであり、給与所得者に対する定額減税は、原則として、令和6年6月1日以降に支払われる給料等に対する源泉徴収額から定額減税額を控除されるため、正職員及び会計年度任用職員におきます給料システムの改修委託料を補正させていただきました。よろしくお願いいたします。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君） 続きまして、総務費、徴税費、賦課徴収費、委託料99万円につきましては、個人住民税の定額減税処理のためのシステム改修に要する経費の補正をお願いするものでございます。

なお、財源内訳といたしまして、物価高騰対応の地方創生臨時交付金から80万1,000円、一般財源18万9,000円を充てさせていただいております。

○企画政策課長（高木久之郎君） 歳入について、24ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫補助金、徴税費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金80万

1,000円は、住民税定額減税に係るシステム改修分に充てさせていただきます。

繰越金でございますが、前年度繰越金48万6,000円を充当させていただきます。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 財源内訳ですけど、国庫支出金が80万1,000円で、一般財源が48万6,000円あるというところで、これは定額減税に係る経費なので、本来は全額国負担ということなのではないでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 今回の定額減税及び給付金の一体型支援につきましては、後ほどの補正予算の内容にもあるんですが、事務費が今のところ国から示されている額では足りない状況でございます。全額ではなく、1世帯当たり2,500円という決めがあり、今回の定額減税分に関しては、前年度からの交付金充当額の残額を充当させていただいておるという形です。今後においては、また国から新たな通知が来る等のことは考えられますが、今は国の定めた額で計上をさせていただいております。以上です。

○議長（谷口輝男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第10、承認第4号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第

1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 承認第4号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

西町地内において、漏水が確認され、早急な修繕が必要となりましたので、修繕に伴う工事請負費2,700万円など、令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第1号)を地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月15日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたします。

○議長(谷口輝男君) 坂東水道環境課長。

○水道環境課長(坂東 崇君) 失礼します。

承認第4号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて詳細説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

資本金収入及び支出の資本金支出、建設改良費、配水及び給水設備建設改良費の工事請負費2,700万円になります。

こちらは、西町地内の梨ノ木川の町道に架かる梨ノ木橋の東側において大規模な漏水が発生したため、この漏水を止めるために緊急の仮設工事と漏水箇所の橋梁箇所の布設替工事を行うために、専決処分によりお願いしたいというものでございます。

また、水道事業費用、営業費用の資産減耗費の2万3,000円は、この橋梁に係る水道管の布設替えに伴う除却費となります。よろしくをお願いいたします。

○議長(谷口輝男君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第48号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第48号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。令和6年6月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、道路改良（新関ヶ原診療所線ほか）工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、5,115万円。

4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店、代表取締役 藤塚茂郎。

○議長（谷口輝男君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第48号について御説明申し上げます。

道路改良（新関ヶ原診療所線ほか）工事について、去る5月17日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、株式会社藤塚工務店が落札いたしましたので、契約金額5,115万円で同社と請負契約を締結いたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第48号 工事請負契約の締結について詳細説明をさせていただきます。

議案資料の22ページをよろしく願いいたします。

町長が申し上げましたが、去る5月17日に道路改良（新関ヶ原診療所線ほか）工事につきまして指名競争入札を行いました。指名業者数は5者でございます。

結果といたしましては、不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店が消費税込み5,115万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容につきましては、資料の23ページをお願いいたします。

西町地内のセブンイレブン裏におきまして、平成15年に用地買収をいたし、その後、財政面などが原因で工事を実施していなかった箇所、延長121メートル区間におきまして道路新設工事一式を行うものでございます。

工期につきましては、議会議決の日より令和7年3月14日までとしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 町道の新設について、これまでやってこれなかったのをやるということなのですが、なかなか町民の方に説明しづらいというところもありまして、例えば前の診療所に向かう細い町道ですね、そこが非常に狭いということで、例えばこの一方通行のためにこっちを造ったみたいところで町民の方に説明できるんじゃないかというふうに思うんですが、なかなかそこに住んでみえる方も見えるので、道路交通法上で一方通行は難しいとは思いますが、何か一方通行的な流れになるような誘導をできないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） そういった検討は今まではしておりません。一方通行にするということは考えていなかったんですが、今回の改良につきましては、この区間につきまして、取りあえずじゃないですけど、実施いたします。その後において、そういった必要性とかそういったことが考えられるのであれば、そのときにまた検討したらというふうに考えております。

また、この沿線延長区間ですね、東部の部分、西部の部分も引き続き検討していく必要があると思っておりますので、今回はこの工事区間ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第49号 町道の路線変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第49号について御説明申し上げます。

六反田地内の開発行為完了に伴い、町道六反田1号線において町道の終点を変更いたしたく、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

それでは、議案第49号 町道の路線変更についての詳細説明を申し上げます。

議案書の34ページをよろしくお願いします。

路線番号が172、六反田1号線の終点の変更でございます。

株式会社ウッドフレンズが都市計画法附則4項の規定に基づき行った開発行為につきましては、本年3月19日に工事の完了報告がなされ、同法39条の規定により、その翌日に開発区域内の道路につきまして関ヶ原町へ所有権が移転をいたしております。それに伴い、今回上程する区間につきましては、町道として管理をいたしたく、道路法第10条第2項の規定により路線変更し、同条第3項の規定による議会の議決を求めるものでございます。

資料の24ページを御覧ください。

こちら変更前が破線で書いてありまして、変更後が実線でございます。終点部の位置が変わるというものでございます。

地番でいいますと、関ヶ原町大字関ヶ原字六反田2842番14地先を字六反田2850番1地先に変更するものでございます。

資料の25ページは、その公図の写しになってございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 北村一磨君。

○1番（北村一磨君） この終点の先の農道までの道は大垣の道路ということで、市道になるってことですか。ここが境界だから、ここまでが町道ですよということですか。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 議員おっしゃるとおりでございます、町村境がこの終点になってまして、その先にも道路は続いております。約40メートルの区間につきましては、今回大垣市のほうでまたそちらも市道認定をされるというようなことを聞いております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これで質疑を終わります。

日程第13 議案第50号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第50号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第50号について御説明申し上げます。

行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から被保険者証及び資格証明書の発行がされなくなることに伴い、資格確認書等に変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 現在の健康保険証は毎年送られてきていますけれども、この資格確認書が変わるときに、期限はあるのかどうかということと、申請が必要なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

まず、資格確認書等という等がついてございますので、まず資格確認書等とは、資格確認書と資格情報のお知らせという2種類がございます。現在は毎年7月に8月以降1年間の被保険者証の送付をさせていただいておりますが、本年の6年7月には、従来どおり令和6年8月から令和7年6月までの被保険者証の送付をさせていただきます。その後、随時、75歳到達の方には、12月1日までは被保険者証を従来どおり送らせていただくんですが、12月2日以降は、先ほど町長申し上げましたように、被保険者証が発行されませんので、資格確認書というのは

マイナ保険証を持ってみえない方、資格情報のお知らせというのはマイナ保険証をお持ちの方なんですが、送らせていただくことになります。本年の7月に送らせていただくものは1年間ですので、また来年の7月に送らせていただくもの、7年の8月以降1年間分のものについては、被保険者全員の方に資格確認書または資格情報のお知らせを送らせていただくということで、特に申請の必要はございませんし、窓口の負担割合が毎年変わる方もございますので、1年間の有効期限という形でいずれの書類も送らせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、マイナンバーと健康保険証をひもづけてみえる方は、マイナンバーで診療を受けざるを得ないということになるのでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

先ほどは申し上げなかったんですが、資格情報のお知らせというのは、あくまでも負担割合がマイナンバーカードでは分からないので、自分が1割なのか、2割なのか、3割なのかということが分かるための資格情報のお知らせということでございますので、医療機関での窓口では、マイナンバーカードにおいて保険証の確認をしていただくということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、基本的に私たちは今の健康保険証を存続させようという立場なんですけれども、現在マイナンバーカードを使って診療を受けてみえるパーセンテージみたいなのは、どこか数字出ていますでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） この3月末の情報で申し上げますと、後期高齢の被保険者は1,523人でございます。マイナ保険証の登録が1,062人で、69.73%が登録されているということです。こちらは全国48位ということで、県内3位という情報でございます。

その中で、マイナ保険証の利用率ということなんですが、利用率としては、同じ方が複数の医療機関を御利用されている方もみえますので、何人が使っているかということよりも、延べ人数という形での数値でございますが、利用率としましては、医療機関を利用されている方が延べで3,382人のうち、322人がマイナ保険証を利用されているということで、9.52という数字でよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君）　ということは、約10人に1人の人しか使っていないということになりますと、10人のうち9人の方は新たにマイナンバーカードを持っていけないかんということになるので、その辺の、私は反対の立場ではありますが、周知徹底というのはどのように考えられていますか。

○議長（谷口輝男君）　西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君）　先ほどの10人に1人ということもございますが、マイナンバーカードをマイナ保険証としてひもづけされている方でも、実際、マイナ保険証と現行の保険証、両方持ってみえる方が69.73%ですので、7割の方は保険証もマイナンバーカードも持ってみえますので、多分両方持ってみえても、今までが被保険者証のほうで確認してみえる方が多いと思いますので、そちらのほうが慣れてみえる、便利だという、今はですね。ということですので、今後は、取りあえずは来年の7月までは被保険者証を発行されますので、使えるんですけども、できる限り今後のことも考えてマイナ保険証のほうを利用していただけられるように、私どもも、また医療機関のほうでもマイナ保険証はありませんかという形で、関ヶ原診療所のほうはそのような御案内をさせていただいていると思うんですけども、そのような形での利用の普及のほうを進めていただければと思いますし、また私どもも利用の促進、PRのほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君）　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第51号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君）　日程第14、議案第51号　関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君）　議案第51号について御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（谷口輝男君）　福安税務課長。

○会計管理者兼税務課長（福安健司君）　失礼いたします。

それでは、議案第51号　関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の38ページ、議案資料は27ページから28ページとなります。

まず、議案資料の第26条の7につきまして、資料の新旧対照表、27ページですけれども、今回の改正内容といたしまして、寄附金税額控除のうち、公益信託の信託財産とするための寄附金につきまして、公益信託に関する法律が改正される予定でありまして、これに伴い所得税法の規定が見直されることから、本文から金銭に関する部分を削除するものとなります。

続きまして、第42条の3につきましては、私立学校法の一部を改正する法律における条項ずれに対応するための改正となります。

28ページをお願いいたします。

附則第4条の3の2につきましては、本則第26条の7と同様に、公益信託に関する法律の改正によりまして削除するものでございます。

続きまして、議案書の38ページをお願いいたします。

附則の内容でございますが、施行期日につきまして、第42条の3の改正規定につきましては、令和7年4月1日、第26条の7第1項の改正規定及び附則第4条の3の2を削除する改正規定につきましては、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、今回の改正についての概要説明となります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第52号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第52号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号について御説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準が見直されましたので、国の基準に準じて改正するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたします。

○議長（谷口輝男君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第52号 関ケ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書は39ページ、40ページでございます。

今般の条例改正でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

家庭的保育事業とは、保育を必要とする乳幼児に行う地域型保育事業で、事業認可は市町村が行うこととされてございます。現在、町内に該当する施設はございませんが、設備や運営などの許可に係る基準を定めておりますので、今回改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、小規模保育事業所等の保育士、保育従事者の配置の基準を見直すものでございます。

議案資料の29ページをお願いいたします。

新旧対照表の第30条でございますが、小規模保育事業所A型でございます。

第2項第3号につきまして、保育士の配置基準を満3歳以上満4歳に満たない児童について、おおむね20人に1人から15人に1人に改め、第4号では、満4歳以上の児童について、おおむね30人に1人から25人に1人に改めるものでございます。

32条の小規模保育事業所B型でございます。また、45条の保育所型事業所内保育事業所、次の30ページの第48条でございます小規模型事業所内保育事業所においても同様の改正でございます。

なお、先ほども申し上げましたが、本条例に該当する施設は町内にはございません。

議案書の40ページに戻っていただきまして、附則でございますが、本条例は公布の日から施行をするものでございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第53号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第53号 関ケ原町水道法施行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明申し上げます。

水道法施行規則の一部改正に伴い、生活衛生関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることに伴い、本条例第4条第6号中の字句を改正するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時10分

○議長（谷口輝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第54号 令和6年度関ケ原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第54号について御説明申し上げます。

歳出に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税に伴う調整給付金事業6,009万5,000円及び低所得世帯等物価高騰対策支援給付金事業1,735万1,000円、新型コロナウイルスワクチンの秋接種に係る予防接種事業関係経費2,211万円など総額1億2,214万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億1,823万1,000円とする令和6年度一般会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係は人事異動や昇給・昇格等に伴う不足見込み分でございますので、詳細説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） では、議案第54号 令和6年度関ケ原町一般会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の51ページをよろしくお願いいたします。

歳出のほうから御説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、こども未来戦略の閣議決定によりまして、児童手当の抜本的な拡充が行われることに伴い、本年10月からの支給対象とし、12月からの支給となる見込みでございます。それに伴いまして、職員の児童手当支給に伴うシステム改修費24万8,000円を補正させていただくものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 52ページの中ほどをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費です。戸籍総合システム改修業務委託料117万7,000円でございますが、戸籍に振り仮名記載ができるようにするシステム改修で、国庫10分の10の事業でございます。

続きまして、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございますが、53ページにかけまして2つの給付金事業がございます。

1つ目でございますが、低所得世帯等物価高騰対策支援給付金で、昨年度に続きまして令和6年度住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を支給する事業でございます。ただし、令和5年度において給付済みの世帯には支給がされません。対象世帯は約150世帯を見込んでございます。あわせて、今回支給する住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童がいる世帯には、児童1人当たり5万円の加算がございます。対象世帯数は5世帯15人を見込んでございます。

職員手当等の時間外勤務手当、需用費、役務費及びシステム改修業務委託料138万6,000円など、事務費合計で160万1,000円、事業費として、負担金補助及び交付金で10万円の150世帯で1,500万円、こども加算が5万円の15人分で75万円、合わせて1,575万円でございます。

支給の方法としましては、対象者に7月以降、確認書を送付させていただきまして、振込口座等必要事項の記入と本人確認書類、口座番号の分かる必要書類の写しを御返送いただきまして、順次振込をさせていただきたいと考えております。

2つ目が定額減税調整給付金でございます。

今年度実施される所得税3万円及び住民税所得割1万円の定額減税において減税し切れない方に不足分を給付金として支給をする事業でございます。支給対象者は約1,500人、1人当たりの給付単価を約3万8,500円と見込んでございます。こちらも職員手当等の時間外勤務手当、需用費、役務及びシステム改修料123万8,000円など事務費が234万5,000円、事業費として、負担金補助及び交付金5,775万円でございます。

支給の方法としましては、こちらも同様でございますが、対象者には8月以降に確認書を送付させていただきまして、振込口座等必要事項の記入と本人確認書類、口座番号の分かる必要書類の写しを御返送いただきまして、順次振込をさせていただきたいと考えております。

次に、社会福祉総務費の一番下でございます。繰出金41万5,000円、その下の介護保険事業費の繰出金96万円の減額は、国民健康保険特別会計、または介護保険特別会計への繰出金でござ

ざいます。

54ページをお願いいたします。

中ほどの児童福祉費、児童措置費でございます。

委託料の総合行政情報システム改修委託料108万9,000円でございますが、こども未来戦略方針の閣議決定に基づきまして、本年10月支給分以降の児童手当支給の拡充及び支払い回数の見直しに対応するためのシステム改修で、国庫10分の10でございます。

なお、今回のシステム改修を行った後、支給対象者、支給金額を精査し、支給する手当の予算不足分を9月定例会において補正をさせていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○診療所事務局長兼医療保健課長（山田 勝君） 55ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費の予防費でございます。2,211万円の補正をお願いいたします。こちらのほうは、新型コロナワクチンの予防接種に関わる事業費及び委託料で、財源といたしましては、国庫支出金が1,411万円、一般財源が800万円でございます。以上です。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 続きまして、農林水産業費の農業費でございます。

農地費の負担金補助及び交付金の5万9,000円につきましては、農業集落排水事業会計への補助金。その下の集落センター費の需用費31万9,000円、修繕料でございますが、玉区から本年3月末に修繕要望がありました玉集落センター隣接にありますグラウンドの石積みの石が一部落下というか、落ちております。それを直す費用ということでございます。

それから、56ページのほうへ飛んでいただきまして、農林水産業費、林業費、林業振興費の委託料682万円につきましては、1つ目が、今須竹之尻地内の里山林整備が補助採択されたことに伴い、660万円を追加。それから秋葉地内におきまして排水路の改良工事を今年度と来年度の2か年事業で行うということで予算もお認めいただいておりますが、その中にございます排水路新設箇所でJR所有地がございます。その用地交渉を続けた結果、買取りについて承諾が得られましたので、その鑑定評価委託料22万円と、その下にあります公有財産購入費につきましては、概算の用地購入費でございますが、300万円をお願いするものでございます。

それから、林道費の委託料111万円につきましては、林道橋梁点検業務につきまして、この4月から国の検査基準が改定をされまして、点検項目が若干増えるということになりました。それに伴い、不足する額を追加するものでございます。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 続きまして、商工費でございます。

観光費、委託料、関ヶ原ナイト夜市運営管理業務委託料500万円につきましては、これまで県が実施していた夜市について、これまで以上に町民に寄り添った夜市とするべく、町にて実施するものでございます。

財源としまして、県支出金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金333万3,000円を見込んでい

ます。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 57ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の負担金補助及び交付金15万円につきましては、町単独事業の補助申請が予算を上回る件数があるため、追加をさせていただくものでございます。

住宅費の住宅管理費の委託料67万5,000円につきましては、町営住宅の明渡し訴訟が完了いたしましたところでございます。この流れのまま、まだ住宅を不在にして滞納が増えているという世帯がございます。その3件につきまして、新たに訴訟準備をするというほうがいいんじゃないかということになりまして、その費用を追加させていただくというものでございます。

○教育課長（徳永英俊君） 続きまして、議案書の58ページをお願いいたします。

款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費の委託料81万1,000円の増額と、使用料及び賃借料610万9,000円の減額及び項3の中学校費、目2教育振興費の委託料81万1,000円の増額と使用料及び賃借料610万9,000円の減額につきましては、関連がございますので一括で説明させていただきます。

令和元年に導入しました各小・中学校のセンターサーバー機器及び学習用コンピューター機器一式が令和6年9月にてリース期間が満了することから、令和6年10月より新しい機器へ更新するためのリース更新費用を小学校費、中学校費にて当初予算に計上しておりました。しかし先般、県において公立学校の学習用コンピューター等の情報機器の整備を円滑に実施するための基金が国の補助を受けて新たに造成され、県下全市町村の参加の下、共同調達を実施することにより各市町村に補助金が交付されることとなりました。よって、当町においても、令和7年度以降、その補助金を活用して整備をすることとしたいため、今年度リース期間が満了する機器については、リース期間を更新しないこととし、無償譲渡による継続使用に切り替え、今回、使用料及び賃借料を減額補正するものでございます。また、無償譲渡により、継続使用に伴い機器の保守が必要となるため、併せて6か月分の保守委託料を小学校費と中学校費それぞれ増額補正するものでございます。

○地域振興課長（関東正晃君） 59ページ、社会教育費、歴史民俗学習館費、委託料の弁護士委託料55万円につきましては、訴訟案件になっております関ヶ原検定の2事案のうち、1事案について確定判決が出たことに伴う顧問弁護士への弁護士費用でございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

49ページをお願いいたします。

町税、町民税、個人について、定額減税分の減額を行っております。地方特例交付金につきましては、減税分の補填分でございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、戸籍総合システム整備費補助金117万7,000円

は、戸籍振り仮名通知出力に係るシステム改修費。

民生費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,423万4,000円は、各給付金の給付費及び事務費の一部に充当させていただきます。子ども・子育て支援事業費補助金108万9,000円は、児童手当システム改修に充てさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種生産体制等緊急整備補助金1,411万円につきましては、秋接種に向けた国からの助成金でございます。助成金単価8,300円掛ける1,700件を見込んでおります。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金660万円は、里山林整備委託料です。

商工費補助金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金333万3,000円は、関ヶ原ナイト夜市運営管理業務委託料にそれぞれ充てます。

繰越金でございますが、前年度繰越金2,160万1,000円を充当させていただきます。

以上が、今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、56ページのグランドデザインの中の夜市ですけれども、町民に寄り添ったものにするためというふうに言われましたが、何か特段変わるものがあるのでしょうか。

○議長（谷口輝男君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼します。

例えば、町が実施主体になるということでございますので、町内事業者の飲食というか、その出店割合の増加など、例えばそういったことも町ならではのことはございますので、そんなことも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません、2点ほどなんですけど、担当は多分産建になるんですけど、55ページの集落センターの修繕なんですけど、需用費で見てあるんですけど、これ現場出てきたんですけど、この辺、もっと追加で壊れたりとか、補修とか、一部分だけだと思うんですけど、その辺は今後施工に当たってまた検討されるのかどうかと、もう一点なんですけど、林道のほうですね。追加のほうで委託料ということで聞いているんですけど、どのような項目がこの点検

項目でなったのか分かる範囲でよろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 失礼いたします。

まず、玉の集落センターの横のグラウンドのほうですが、今回の修繕については、石が、現場を見ていただいたら御存じだと思いますけど、落下して歯抜けになっているんですけど、今回はその修繕をするということでございます。

議員おっしゃるように、抜本的にやるとなりますと、全て石積みを取って、ブロック積みとか、またL型擁壁とか、そういうこともしないと抜本的な対策にならないということは認識しているんですが、今のところそういったほかの玉全体的にそういったところが多うございまして、今のところですけど、あそこだけをやるというのが、急に崩れるということの危険性はなさそうな感じがしますので、そこまでは今のところは予定はしていないということでございます。また、将来的には検討の必要はあるのかもしれないということで認識はいたしております。

それから、林道のほうなんですけど、この時期も予算の編成後に項目が増えたということでございますけど、その内容については非常に細かいものでございまして、それぞれの点検の方法とか、そういったものが変わったという的多うございます。こういった点検項目の改定ということで国のほうからも来ておりまして、タイミングがちょっと悪かったんですけど、それに基づいてやらなくてはならないということになりまして、例えば点検の記録簿のつけ方とか、そういったことまでも細かく指示があるんですよ。そういったことの歩掛かりがちょっと変わったという点が一番多うございます。非常にその点検項目といいますか、何か具体的に出てくる成果品が大きく変わるかという、実はそんなことはなくて、そういったことの国からの点検の方法とか、そういったことの変更点、点検要領ですね、その改定に伴うことということで御理解いただきたいなと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（谷口輝男君） 8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） これは林道ですけど、町道にもたくさん橋や何かはありますか。その点検項目が増えることで、その辺の今後の影響ですね。またどんどん増やしていけとか、そんなことは今後考えられるのか。また、町の持ち出しがは増える、点検だけをしておったって、修繕せんなんので。分かる範囲でよろしいですけど、お願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） この点についても、さっきと一緒に、点検の見る箇所が増えますけど、細かく余計見ることになるんですけど、それによって増えるということはないのかなとは思っております。ですので、見落としが非常にないようにということが主ですので、そういったことはないかなというふうに考えております。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 松井正樹君。

○6 番（松井正樹君） 56ページの上の里山林業整備600万円。竹之尻という話でございますが、竹之尻の辺でもう3か所ばかり今までにやってもらっていると思うんですけど、もうこれではまいなのでしょうか。600万円という結構な額やで、広い場になると思うんですけど、それをお聞きしたいというのと、うちは貝戸なんですけど、今、上の谷の家の立地というのは、真ん中が田んぼやで、もう山際ばかりなんですわ。どこもかしこも危険なところばかりで、うちも危険やわとおっしゃるところも貝戸地区にもあるんですけども、原則的にはやっぱり山主がオーケーせなあかんのやもんね。ということと、山というか、木に対する補償は御無理言えませんかということ。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

まず1つが、要望箇所がほかにあるということですけど、今回、確かに議員おっしゃるように、南のほうへ少しずつ広がっていつてきております。今回のところは補助対象で、ここまでは可能かなということで現在考えておりまして、ただおっしゃるように要望が結構あるんです、この件については。あそこはやっているけど、うちのほうもやってもらえないかと。やはり住家の裏手にそういった木があると危険だということでの御要望・御相談は聞いておりますので、今のところ引き続き確実にやれるかといったら、そんなことはないんですけど、今回のところはたまたま補助で拾っていただけましたけど、今後のところについては町の単独費用になってしまうんじゃないかなと。ただやはり危険性があつては、今後何かあつてからでは遅いので、森林環境譲与税も検討しながら引き続きやっていく必要もあるのかなということでの検討をしているというようなことです。今年度についてはここでおしまいですが、また来年度予算編成時期におきまして、そういった声が非常に大きければ、また再度検討したいなというところでございます。

それから、ごめんなさい、そのきっかけの話ですね、これが森林組合に委託をしているんですが、その行方というのが、ちょっとごめんなさい、私もあんまり把握しておりませんで、多分切り倒しで今は済んでいるとは思いますが、その切り倒したものを、搬出については、御自身で出していただくについては何も問題ないんですけど、この趣旨がやはり倒れてはいけないということですので、切って倒しておしまいと、それ以上のことについては、安全性のことでやる事業ですのでとやかく言いませんよということになっていると思います。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） 58ページの教育費に関してなんですけれども、小学校費と中学校費でそれぞれ同額となっておりますが、使用する台数と人数によって違うと思うんですけれども、この辺りはどのような計算をされているのか教えていただけますか。

○教育課長（徳永英俊君） 今回リースが切れる物件については、当初、町の単費でタブレット等とかサーバー機器等を95台入れさせていただいて、全部で350台タブレットがございます。補助金を使ったのが5年はたつというところで、来年度、もともと町費で入れた95台と合わせた全部で350台をまた見直しをかけさせていただこうということで、来年、補助金をちょっと活用して、その分も利用したいということで考えております。回答になっていきますでしょうか。

○1 番（北村一磨君） 人数割というか、その……。

○教育課長（徳永英俊君） 人数割ですか。その当時は、入れたときは90、町費の分を半分ずつ小学校費と中学校費に分けさせていただいたということで同額になっております。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第55号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、議案第55号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費77万3,000円、また制度改正に伴う医療保険者向けの中間サーバーに登録されているデータ確認に係るシステム改修費54万5,000円、合わせて131万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,661万8,000円とする令和6年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第56号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第19、議案第56号 令和6年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第56号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費、人件費関係337万2,000円、修繕料61万4,000円など401万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,861万9,000円とする令和6年度国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいただきます。

○議長（谷口輝男君） 山田診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（山田 勝君） 失礼いたします。

予算書の69ページをお願いいたします。

人事異動に伴います人件費の増減については省略をさせていただきますが、節の10番の需用費、修繕料でございますが、本年冬に、除雪の際に正面玄関のひさしを除雪機でちょっと押し上げてしまいまして、そちらのほうの修繕で61万4,000円を支出増とさせていただいております。

これにつきましては、建物の災害時の共済に加入しておりますので、保険のほうで全額後から入ってまいります。

次に、節12の委託料ですが、この6月以降、新しい紙幣に順次変わっていくということで、会計の窓口で使っております自動釣銭機の新札への対応が必要ということで、額は大きくはないんですが、3万3,000円の委託料というものを補正で上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第57号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第20、議案第57号 令和6年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第57号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費関係78万2,000円の減額及び介護認定ソフトのバージョンアップへの更新に伴う調査票入力ソフトの購入費13万2,000円、合わせて65万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億945万円とする令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第58号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第21、議案第58号 令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明申し上げます。

人事異動及び新規採用の介護福祉士3名並びに会計年度任用職員1人などの人件費関係534万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億6,184万3,000円とする令和6年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第59号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第22、議案第59号 令和6年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人事に伴う人件費 3 万 9,000 円を補正する令和 6 年度水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第 23 議案第 60 号について（提案説明・質疑）

○議長（谷口輝男君） 日程第 23、議案第 60 号 令和 6 年度関ヶ原町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第 60 号について御説明申し上げます。

収益的支出において、人事に伴う人件費 5 万 9,000 円を補正する令和 6 年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（谷口輝男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日 5 日から 13 日までの 9 日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日 5 日から 13 日までの 9 日間は休会することに決しました。

来る 6 月 14 日は午前 9 時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは 7 日金曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 10 時 42 分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 高 木 博 之

会議録署名議員 北 村 一 磨